

船舶事故調査報告書

平成30年6月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年11月8日 07時30分ごろ
発生場所	北海道釧路市釧路港西方沖 釧路港西区南防波堤西灯台から真方位273° 1.5海里（M）付近 （概位 北緯42° 59.4′ 東経144° 16.7′）
事故の概要	漁船第八千幸丸 ^{せんこう} は、揚網作業中、また、漁船第38長栄丸 ^{ちやうえい} は、投網しながら東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年11月14日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第八千幸丸、8.5トン HK2-19844（漁船登録番号）、薄井漁業株式会社 B 漁船 第38長栄丸、7.9トン HK2-20321（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に亀裂等 B 船首部外板に破口等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 3、視程 約8km 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aほか4人が乗り組み、釧路港西方沖の漁場において、船首を西方に向けて機関を微速力前進とし、揚網中の網の抵抗により、ほぼ停止状態でししゃもこぎ網漁の揚網作業を行っていた。 船長Aは、右舷前方約0.10～0.15MにB船を視認したが、揚網中のA船をB船が避けると思って操業を続けていたところ、衝撃があり、A船の船首とB船の船首とが衝突したことを知った。 B船は、船長Bほか4人が乗り組み、釧路港西方沖の漁場において、ししゃもこぎ網漁を行っていた。 ししゃもこぎ網漁は、海中に樽 ^{たる} を投入し、航行しながら船尾からワイヤロープを延出後、右転して網を投入し、もう1端のワイヤロープを出しながら樽に戻る掛け回し式の漁法であった。 船長Bは、目視及びレーダーで周囲の確認を行ったところ、前方にA船を認めたが、右転して網を投入するには十分な距離があると思い、手動操舵により約6ノットの対地速力で東進を開始し、船尾からワイヤロープを延出した。

	<p>船長Bは、目視等で周囲の見張りをを行い、A船までの距離が約0.2Mとなったことを認め、A船の手前で右転するつもりでいたものの、付近に存在する岩礁が気になって同岩礁のポイントが入力されたGPSプロッターを見始めた。</p> <p>B船は、船長Bが、船尾でワイヤロープ及び網の状況を監視していた甲板員から右転の合図があったので顔を上げたところ、至近にA船を認めたもののどうすることもできず、A船と衝突した。</p> <p>A船及びB船は、両船の損傷状況を確認後、釧路港に戻った。</p>
分析	<p>A船は、釧路港西方沖の漁場において揚網作業中、船長Aが、航行中のB船が揚網中のA船を避けると思い、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船が衝突のおそれのある状態で接近を続けていることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、釧路港西方沖の漁場において投網しながら東進中、船長Bが、A船の手前で右転するつもりでいたものの、付近に存在する岩礁が気になり、GPSプロッターを見ていてA船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、汽笛を吹鳴するなどの衝突を避けるための措置を採る時機を失し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、釧路港西方沖の漁場において、A船が揚網作業中、B船が投網しながら東進中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、進行方向に他船を認めた場合は、他船から目を離さないこと。 ・揚網作業中においても、接近する他船を認めた場合、衝突のおそれの有無を判断し、必要に応じて衝突を避けるための措置を採ること。